

# 中山間地域等直接支払制度のあらまし

## 「農業・農村が持つ多面的機能を守ろう！」

中山間地域等の農地は、耕作・管理が続けられることで、洪水の防止や水源のかん養、美しい緑の景観の提供など、様々な機能（多面的機能）を発揮しています。

この多面的機能により、下流域の都市住民を含む多くの人々の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進む中、平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な面があることから、耕作されずに放棄されていく農地が増えつつあります。

この制度は、中山間地域等で農業生産活動等続けることにより農地を保全し、多面的機能を守っていくために、平成12年度から導入され、平成17年度からは第2期対策として、担い手の育成等、より前向きな体制整備を促す仕組みへの見直し（2段階単価の導入）、平成22年度からスタートした第3期対策では、高齢農家も安心して取り組めるよう制度の見直しが行われました。また、平成27年度からの第4期対策では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、日本型直接支払制度の一事業として、多面的機能支払・環境保全型農業直接支払とともに農業や集落を将来にわたって維持するため、集落協定の広域化の支援に加え、超急傾斜農地の保全・活用の取組に交付金が厚く支払われる仕組みに改善されており、中山間地域等直接支払制度は、時代に合わせながら農地の保全や多面的機能の確保に高い効果を発揮してきました。

令和2年度からは第5期対策が始まり、将来にわたって農業生産活動が継続にされるよう、体制整備単価の要件が集落戦略の作成に一本化され、前向きな取組への支援を強化するための加算措置が新設・拡充されています。

## ■ どんな地域が対象になるの？

通常は、特定農山村法、山村振興法、過疎法などの法指定地域や、棚田地域振興法によって指定された地域が対象となります。

これに加えて、宮崎県では、農林統計上の中山間地域や法指定地域に隣接する農用地が、知事特認地域として対象となります。

地域名	法指定地域・指定棚田地域	左記以外の農林統計上の中山間地域
中部	宮崎市（旧穆佐村、旧紙屋村）、綾町	宮崎市（旧木花村、旧青島村、旧田野町、旧高岡町）、国富町（旧八代村）
南那珂	日南市、串間市	
北諸県	都城市（旧山之口町、旧高崎町）	都城市（旧西岳村、旧中郷村、旧高城町、旧山田町） 三股町
西諸県	小林市（旧須木村、旧野尻町）、えびの市、高原町	小林市（旧小林市）
児湯	西都市、高鍋町（四季彩のむら棚田）、西米良村、木城町、都農町	
東臼杵	延岡市（島野浦島、旧北方町、旧北川町、旧北浦町） 日向市（旧東郷町）、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町	延岡市*（旧南方村、旧南浦村）日向市（旧美々津町、旧岩脇村）
西臼杵	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	

※延岡市は平成22年度までの「みなし過疎地域」であり、平成23年度からは、旧北方町、旧北浦町、旧北川町の区域の一部過疎指定となります。

※上記以外の市町村でも、法指定地域に隣接する農用地は対象となります。

※指定棚田地域における対象農用地は、保全を図る棚田等に位置づけられた農用地のうち急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地に限ります。

## ■ どんな農地が対象になるの？

前述の対象地域の農業振興地域の農用地区域内で、1ha以上のまとまりがある農用地、若しくは集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次のいずれかを満たす農用地が交付の対象となります。

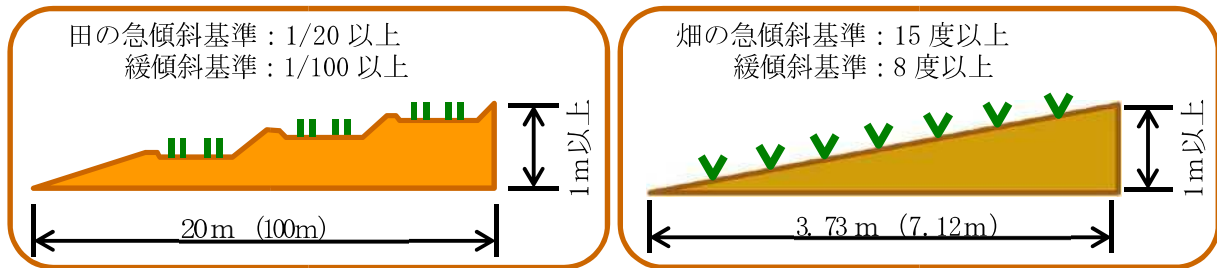
### 通常基準

- (1) 急傾斜の農用地（田：1/20 以上、畑\*・草地・採草放牧地：15 度以上）
  - (2) 地形などの自然条件により、小区画・不整形な田
  - (3) 市町村長の判断により対象となる農用地
    - ① 緩傾斜の農用地  
（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8 度以上 15 度未満）
    - ② 高齢化率・耕作放棄率が高い農用地  
（高齢化率が 40%以上かつ耕作放棄地率が田：8%以上、畑 15%以上）
- ※畑には、果樹園や茶園等も含まれます。

### 知事特認基準

知事特認地域（農林統計上の中山間地域又は法指定地域に隣接する農用地）のうち、急傾斜の農用地

<傾斜のイメージ図>



## ■ どのような人が対象になるの？

集落協定等に参加し、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う農業者等が対象となります。

## ■ どうすれば、交付が受けられるの？

### ◎ 「集落協定」を締結！

まずは、集落で、今後どのようにして農用地や農道・水路などを守っていくのか、自分たちの集落の将来像について話し合ひましょう。

交付金を受けるためには、集落で農用地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を策定し、集落がある市町村長の認定を受け、5年間以上の農業生産活動等を継続する必要があります。

「集落協定」に定める主な事項は、次のとおりです。

- ① 協定の対象となる農用地の範囲（交付対象となる田・畑等）
- ② 協定に参加する人の役割分担  
（代表者、経理担当者、農用地の管理者と管理方法、道水路の管理方法と作業分担など）
- ③ 集落マスタープラン
  - ・ 集落の 10～15 年先を見据えた将来像
  - ・ 集落の将来像を実現するための 5 年間の活動計画
- ④ 協定で取り組む活動内容  
（交付金の交付要件となる活動の選択）
- ⑤ その他、交付金の使用方法など

## ■ どんなことをすればいいの？

①「集落協定」で必ず実施しなければならない事項は次のとおりです

- 集落マスタープランの作成
  - 農業生産活動等
  - 多面的機能を増進する活動
- } 具体的な取組内容は、下表のとおりです。

分 類		具体的な取組行為事例
農業生産活動等 (必須事項) (それぞれの項目から1つ以上選択)	耕作放棄の防止等の活動  ※注1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止</li> <li>・荒廃農用地の復旧や畜産的利用</li> <li>・高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定</li> <li>・法面保護・改修</li> <li>・林地化・鳥獣被害の防止等</li> </ul>
	水路・道路等の管理活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な施設の管理・補修等 (泥上げ、草刈り等)</li> </ul>
多面的機能を増進する活動 (1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌流亡に配慮した営農の実施</li> <li>・農用地と一体となった周辺林地の管理 (下草刈り) 等</li> </ul>
	保健休養機能を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観作物(レンゲ、彼岸花等)の作付け</li> <li>・棚田オーナー制度や市民農園、体験農園の設置</li> <li>・グリーン・ツーリズムなど都市との交流への取組 等</li> </ul>
	自然生態系の保全に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類や昆虫類が生息する空間の保護 (ビオトープの確保)</li> <li>・鳥類のえさ場の確保 (冬期のかん水、耕作放棄地の水張り等)</li> <li>・粗放的畜産</li> <li>・環境保全に資する活動 (堆きゅう肥、有機農業等) 等</li> </ul>

※注1：「農業生産活動等」については、管理の対象とする水路・農道等が『多面的機能支払制度』の活動計画に定める施設と同一である場合は、「水路・農道等の管理活動」のほか「耕作放棄の防止等の活動」から2つ以上選択

※注2：①のみに取り組む場合の交付単価は、②を行った場合の8割の額(基礎単価)となります。